

モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令について

平成19年3月
国土交通省海事局

1. 背景

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(以下「改正法」という。)を第166回国会に提出しているところであり、この法律は本年3月末日までに成立する見込みである。

この法律の施行に向け、関係政令の整備を行うとともに、関係法人の解散の登記の嘱託等所要の経過措置を定める必要がある。

2. 改正概要

(1) 改正法第1条の施行(H19.4.1)に伴う関係政令の整備

【第1条、第6条関係】

改正法第1条の施行により、「勝舟投票券」が「舟券」と改正されることに伴い、以下の関係政令について、用語の整備を行う。

- ・ 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- ・ 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成17年政令第269号）

(2) 改正法第2条の施行(H19.10.1)に伴う関係政令の整備

【第5条、第8条】

改正法第2条の施行により、日本船舶振興会(以下「振興会」という。)が実施している業務を指定法人が実施することとなることに伴い、振興会は特殊法人としては取り扱われなくなることから、以下の関係政令における特殊法人の一覧から振興会を削除する。

- ・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成15年政令第27号）
- ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条第1項の法人並びに同法第54条第1項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成18年政令第207号）

(3) 改正法第3条の施行(H20.4.1)に伴う関係政令の整備

【第1条(「第10条第1項」を「第15条第1項」に改める部分に限る。)、
第2～4条、第7条関係】

改正法第3条の施行により、枝番条項の整理が行われることから、これに伴い、以下の関係政令について、条ずれの改正を行う。

- ・ 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- ・ モーターボート競走法施行令（昭和28年政令第256号）

- ・銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）
- ・有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成17年政令第269号）

(4) 経過措置（解散の登記の嘱託等） 【第9条、第10条関係】
振興会、モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散した場合における解散の登記の嘱託等について定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

(1) 閣議決定希望日 平成19年3月下旬

(2) 施行期日

- ・ 2. (1)については、 平成19年4月1日
- ・ 2. (2)及び(4)(第9条関係に限る)については、 平成19年10月1日
- ・ 2. (3)及び(4)(第10条関係に限る)については、 平成20年4月1日